

改 正 案	現 行
第六條及び第七條 削除	(試験研究計画の認定) 第六條 第四條第一項の法人は、製造過程の管理の高度化のために必要な試験研究を行おうとする場合であつて、当該試験研究のための費用に充てるためその直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)に対し負担金の賦課をしようとするときは、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、試験研究に関する計画(以下「試験研究計画」という。)を作成し、これを厚生労働大臣及び農林水産大臣に提出して、当該試験研究計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 試験研究計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 試験研究の目標 二 試験研究の内容及び実施時期 三 構成員に対する負担金の賦課の基準 3 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その試験研究計画が、高度化基準の作成のために必要な試験研究に関するものであること、試験研究を確実に遂行するため適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (試験研究計画の変更等) 第七條 前條第一項の認定を受けた法人(以下「試験研究法人」という。)は、当該認定に係る試験研究計画を変更しようとするときは

(高度化計画の認定)

第八条 食品の製造又は加工の事業を行う者（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第三号に規定する中小企業者であるものに限る。）は、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、製造過程の管理の高度化に関する計画（以下「高度化計画」という。）を作成し、これを認定法人に提出して、当該高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2・3 (略)

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)

第十条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条に規定する業務のほか、認定事業者であつてその行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて認定高度化計画に従つて製造過程の管理の高度化を行うのに必要な製造又は加工のための施設の改良、造

、厚生労働大臣及び農林水産大臣の認定を受けなければならない。
2| 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、試験研究法人が前条第一項の認定に係る試験研究計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定試験研究計画」という。）に従つて高度化基準の作成のための試験研究を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3| 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(高度化計画の認定)

第八条 食品の製造又は加工の事業を行う者は、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、製造過程の管理の高度化に関する計画（以下「高度化計画」という。）を作成し、これを認定法人に提出して、当該高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2・3 (略)

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、認定事業者であつてその行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるものに対し、認定高度化計画に従つて製造過程の管理の高度化を行うのに必要な製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得

成又は取得（その利用に必要な特別の費用の支出及び権利の取得を含む。）に必要なもの（他の金融機関が融通することを困難とするものであつて、その償還期限が十年を超えるものに限る。）の貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。

3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第十条第一項に規定する業務並びに第十条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、食

（その利用に必要な特別の費用の支出及び権利の取得を含む。）に必要な長期かつ低利の資金であつて、他の金融機関が融通することを困難とするもの」の貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九条、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法又はこれらの法律」と、同法第二十九条及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項」とする。

品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「、別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務」とする。

第十一条及び第十二条 削除

(指定の基準)

第十五条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 (略)

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は事業協同組合その他の政令で定める法人であ

(課税の特例)

第十一条 試験研究法人が、認定試験研究計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもって、当該認定試験研究計画で定める試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、所得の金額又は連結所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

第十二条 削除

(指定の基準)

第十五条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 (略)

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は事業協同組合その他の政令で定める法人であ

って、その役員又は直接若しくは間接の構成員の構成が高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三・四（略）

附 則

（この法律の廃止）

第二条 この法律は、平成二十五年六月三十日までに廃止するものとする。

って、その役員又は構成員の構成が高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三・四（略）

附 則

（この法律の廃止）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。